

# 岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領

平成29年9月12日  
建技第399号

【沿革】平成29年9月12日付け建技第399号制定、平成30年2月6日付け建技第658号一部改定、平成30年7月13日付け建技第298号一部改定、平成31年2月27日付け建技第739号一部改定、令和元年12月12日付け建技第542号一部改定、令和2年3月31日付け建技第800号一部改定、令和2年5月28日付け建技第107号一部改定、令和2年10月1日付け建技第416号一部改定

## (目的)

第1 建設産業における、適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正や休日確保に向け必要な環境整備を進める必要性が、政府の働き方改革実行計画により位置付けられている。

本試行要領は、県土整備部が所管する工事において週休2日制を確保するモデル工事（以下、「モデル工事」という。）を試行するために、必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モデル工事とは、完全週休2日又は週休2日相当を実施する工事をいう。
- (2) 完全週休2日とは、作業期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所することをいう。
- (3) 週休2日相当とは、土日に限定せず、現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上であることをいう（港湾工事を除く）。
- (4) 4週7休とは、土日に限定せず、現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上、28.5%（8日/28日）未満であることをいう（港湾工事を除く）。
- (5) 4週6休とは、土日に限定せず、現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上、25.0%（7日/28日）未満であることをいう（港湾工事を除く）。
- (6) 4週8休（港湾工事）とは、工事着手日以降、最初の土曜日から始まり、4週目の金曜日までで終わる4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分（土曜日、日曜日、休日、夏季休暇及び年末年始休暇）の閉所日があることをいう。なお、対象は工事完了日（完了届提出日）直前の1期間の末日となる金曜日までとする。
- (7) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう（ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く）。
- (8) 作業期間とは、実工期から準備及び後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）の期間を除いた期間をいう。
- (9) 実工期とは、工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。

### (対象工事の選定)

第3 発注者は、原則として全ての工事をモデル工事の対象として発注することを標準とする。ただし、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 災害復旧事業
- (2) 明確な工程上の制約がある工事
- (3) 実工期のうち、現場施工が3ヶ月（約90日）未満の工事
- (4) その他、発注者がモデル工事に適さないと判断した工事（補助事業で費用の補正を認められていない工事など）

### (実施手続)

第4 発注者は、受注者希望型により発注することとし、入札公告の際、特記仕様書にモデル工事の対象であることを明示するものとする。

2 受注者は、施工計画書の提出前に、週休2日への取組の有無を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、取組を行う場合は以下のとおりとする。

- (1) 週休2日の取組の対象期間は、作業期間内とする。
- (2) 受注者は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。
- (3) 橋りょう上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場製作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (4) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業日を休工日に振り替えることができる。この場合、振替作業日以降の修正工程表を速やかに監督職員に提出するものとする。
- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を振り替えできるものとし、その場合においてもモデル工事として認めるものとする。

3 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

4 受注者は、モデル工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）

### (発注者の責務)

第5 発注者は、モデル工事の実施に当たって、受注者が行う完全週休2日又は週休2日相当（以下、「完全週休2日等」という。）の取組に支障とならないよう、ウィークリースタンスの基本理念に基づいた対応等を実施するものとし、特に全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるものとする。

2 発注者は、債務及び繰越等の活用による工期の平準化や余裕期間制度を活用するとともに、週休2日の実現に当たり適切な工期設定を行うよう務めるものとする。

### (週休2日の実施報告)

第6 受注者は、週休2日の取組結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、以下の書類を監督職員に提示するものとする。

- (1) 実績工程表

- (2) 休日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）
- 2 土日に現場作業をしていなければ現場閉所としてカウントする。
- 3 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。
- 4 現場代理人等（監理技術者、主任技術者）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

### （工事成績評定における評価、達成証明）

第7 発注者は、完全週休2日等の達成を確認した場合、工事成績評定において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。なお、評価方法は、別途定める。

- (1) 完全週休2日の達成 監督員の工程管理及び創意工夫において加点評価し、さらに評定点合計に追加で2点加点評価する。
- (2) 週休2日相当の達成 監督員の工程管理において加点評価し、さらに評定点合計に追加で1点加点評価する。
- (3) なお、営繕工事については、成績評定実施要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。
- (4) 受注者希望型において、週休2日を達成できなかった場合の工事成績の減点を行わない。
- 2 発注者は現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に、現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書を主任技術者（又は監理技術者）に発行するものとする。

### （工事費の積算）

第8 受注者希望型にあつては、精算時に確認した現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、労務費の補正を行わない。

- (1) 一般公共（港湾工事を除く）、電気設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0～28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4～25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

- (2) 一般公共（港湾工事（浚渫、構造物、港湾海岸、防舷材・電気防食単独取付け））

補正係数	現場閉所の達成状況
	4週8休 (港湾工事)
労務費	1.05

ただし、港湾7職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員、潜水

世話役、船団長)については補正の対象としない。

(3) 一般公共 (空港工事 (土木工事のみ))

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0~28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4~25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.03	1.02	1.01
現場管理費率	1.04	1.03	1.01

(4) 機械設備

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0~28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4~25.0%)
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02
現場管理費率	1.06	1.04	1.03

(5) 営繕工事

補正係数	現場閉所の達成状況		
	4週8休以上 (28.5%以上)	4週7休以上 4週8休未満 (25.0~28.5%)	4週6休以上 4週7休未満 (21.4~25.0%)
労務費 (複合単価、市場単 価及び物価資料の 掲載価格の労務費)	1.05	1.03	1.01

(補則)

第9 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 29 年 9 月 12 日建技第 399 号)

この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、施行日以前に「県土整備部所管工事における担い手確保対策の取組について (平成 29 年 2 月 28 日付け建技第 708 号)」に基づく完全週休 2 日制を推進する工事を選定している工事にも適用する。

附 則 (平成 30 年 2 月 6 日建技第 658 号)

この要領は、平成 30 年 2 月 6 日から施行し、施行日以前に完成済みのモデル工事にも適用する。

附 則 (平成 30 年 7 月 13 日建技第 298 号)

この要領は、平成 30 年 8 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (平成 31 年 2 月 27 日建技第 739 号)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。ただし、達成証明書の発行については、平成 31 年 2 月 27 日から試行し、既に発行済みの工事についても全て新様式で再発行する。

附 則 (令和元年 12 月 12 日建技第 542 号)

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日建技第 800 号)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 2 年 5 月 28 日建技第 107 号)

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

附 則 (令和 2 年 10 月 1 日建技第 416 号)

この要領は、令和 2 年 10 月 1 日以降、入札公告に付す工事に適用する。

週休2日達成証明書

受注者	
主任（監理）技術者	
工事名	
工事請負金額	¥
週休2日達成状況 (該当するものに○)	<input type="checkbox"/> 完全週休2日 <input type="checkbox"/> 週休2日相当（4週8休） <input type="checkbox"/> 4週7休 <input type="checkbox"/> 4週6休 <input type="checkbox"/> 4週8休（港湾工事）
完成年月日	完成                      年                      月                      日

上記工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領に基づき、週休2日を達成したことを証明します。

年      月      日

○○広域振興局土木部  
○○土木センター所長      印

特記仕様書記載例

【受注者希望型】

第2条工程関係

1～3 (略)

4 週休2日モデル

・本工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領に定める「週休2日制適用工事(受注者希望型)」である。

・受注者は、契約後速やかに、週休2日制の実施の有無について、監督職員と協議すること。

・週休2日制の実施にあたっては、「岩手県県土整備部週休2日モデル工事試行要領」に基づき行うこと。

(以下略)

工事現場における週休2日実施明示の例

この工事は、岩手県県土整備部週休2日モデル工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設㈱

電話 0190-○○-○○○○

## 1 港湾工事における週休2日の取得状況の確認方法

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ③ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ④ 1期間(4週間)内に祝日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する(祝日も対象)。
- ⑤ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は対象としない(例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ⑥ 工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以降の期間は対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金	
			① 工事着手日		④ 評価対象外			
1週間目	起算日							② 1期間目
2週間目								
3週間目						2週目土曜日の閉所		
4週間目					3週目土曜日の閉所		4週目日曜日の閉所	
5週間目				5週目土曜日の閉所				③ 2期間目
6週間目				6週目土曜日の閉所				
7週間目			6週目日曜日の閉所				7週目土曜日の閉所	
8週間目			祝日	祝日分の閉所			7週目日曜日の閉所	
...								③ 3期間目
12週間目								
13週間目		⑤ 評価対象外						
14週間目		⑤ 評価対象外						
15週間目		⑤ 評価対象外		工事完了日				

■ 作業日 ■ 閉所日

## 2 「港湾工事 市場単価」を適用する工事の補正方法

## “港湾工事市場単価を適用する工事の労務費補正について”

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

労務費補正後市場単価＝標準市場単価(施工規模等補正後)×補正係数

○港湾5職種が含まれる工種の補正は行わない(電気防食取付、汚濁防止膜(枠)設置・撤去等)

	市場単価 補正係数		市場単価 補正係数
1 底面工	1.04	16 防舷材撤去	1.05
2 マット工(アスファルトマット設置)	1.01	17 車止撤去	1.05
3 支保工	1.05	18 電気防食取付	補正しない
4 足場工	1.03	19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
5 鉄筋工	1.05	20 防砂目地板取付工(水中施工)	補正しない
6 吊鉄筋工	1.05	21 吸出し防止工(陸上施工)	補正しない
7 型枠工	1.04	22 港湾構造物塗装工(係船注・車止・緑金物)	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04	23 ペトロラタム被覆	補正しない
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05	24 現場鋼材溶接工	1.05
9 止水板工	1.05	25 現場鋼材切断工	1.05
10 上蓋工	1.05	26 かき落とし工	補正しない
11 伸縮目地工	1.03	27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	補正しない
12 係船柱取付	1.05	28 汚濁防止枠設置・撤去	補正しない
13 防舷材取付	1.05	29 灯浮標設置・撤去	補正しない
14 車止・緑金物取付	1.05	30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
15 係船柱撤去	1.05	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05



1. 「営繕工事 複合単価」の補正方法

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に週休2日モデル工事試行要領第8の週休2日の実施状況に応じた補正係数を乗じて補正する。

なお、交通誘導員の労務単価についても同様に補正する。

2. 「営繕工事 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格」の補正方法

市場単価と補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用 (電動機その他接続材 工事)	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	金属製可とう電線管						
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21